

愛媛県がん対策推進計画への対応一覧

愛媛県がん対策推進条例

I. 分野別目標

分野	平成23年度予算の項目(○:事項名 ◆:細事項名)	金額(千円)	備考
1. がんの予防	喫煙率の低減や栄養・食生活の改善を推進するため、がんに対する正しい知識の普及や健康づくりに関する支援を行う。	1,116	
	○生活習慣病予防総合支援事業費【健康増進課】 ◆生活習慣病予防推進指導事業(生活習慣病予防協議会の運営等) ○県民健康づくり運動推進事業費【健康増進課】 ◆健康づくりセミナー開催 ○子宮頸がん等ワクチン接種対策事業【健康増進課】 ◆子宮頸がん等ワクチン接種支援事業(市町への補助金) ◆県事務費(啓発等の市町支援)	232 338,021 1,209	
2. がんの早期発見	がん検診及び精検の受診率の向上に向けて、効果的な普及啓発や事後指導の徹底、検診の実施方法の工夫など、受診促進策を講じる。	582	
	○生活習慣病予防総合支援事業費【健康増進課】 ◆がん対策推進員養成事業		
3. がんに関する相談支援及び情報提供	すべての県民が日ごろからがんについての正しい知識を持つとともに、がん患者とその家族の不安を和らげ、適切な医療を受けることができよう、がん患者を含めた県民の視点に立った情報提供及び相談支援体制の充実を図る。	2,126 60,000	
	○がん対策強化推進費【医療対策課】 ◆がん相談・在宅緩和支援事業(患者サロンの実施等) ◆がん医療体制整備事業(拠点病院への補助金) ・がん相談支援事業 ・普及啓発、情報提供事業 ◆がん対策推進普及啓発事業 ・シンポジウムの開催	816	
4. 緩和ケア及び在宅医療の推進	(1) 緩和ケア 質の高い療養生活を送れるよう、緩和ケアチームの機能強化や、緩和ケアに関する医師の研修など、治療の初期段階から切れ目なく緩和ケアが実施される体制を整備する。	2,528 (60,000)	
	(2) 在宅医療 がん患者の意向を踏まえ、在宅で療養できるよう、在宅医療関係機関の拡充と、在宅療養に必要な関係機関の連携体制の整備を図る。	15,146	
5. 医療機関の機能強化と医療連携体制の整備	(1) 医療機関の機能強化 がん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院の機能強化を推進する。	(60,000)	
	(2) 医療連携体制の整備 切れ目のないがん医療を提供するため、地域連携クリティカルパスの整備等を通じて医療連携体制の整備を推進する。	(60,000)	
6. 医療従事者の育成	がん医療の向上を図るため、放射線療法や化学療法、緩和ケアなど、今後重点的に取り組むべき分野を中心に、医療従事者の育成を推進する。	(60,000)	
	○がん対策強化推進費【医療対策課】 ◆がん医療体制整備事業(拠点病院への補助金) ・がん診療連携推進拠点病院ネットワーク事業(再掲) ○看護師等研修事業費【医療対策課】 ◆看護師専門分野(がん)育成強化推進事業(看護師研修)	2,966	
7. がん登録の精度向上	科学的根拠のあるがん対策を推進するため、基礎データとなるがん登録の精度向上を図る。	(60,000)	
	○がん対策強化推進費【医療対策課】 ◆がん医療体制整備事業(拠点病院への補助金) ・院内がん登録促進事業 ○生活習慣病予防総合支援事業費【健康増進課】 ◆地域がん登録推進事業(がん情報収集等)	363	

※がん医療体制整備事業:補助金総額 60,000千円

II. 計画を推進するために必要な事項

金額	備考
1,841	県は、がん対策推進計画を実効あるものとして総合的に推進するため、がん患者及びその家族、がん医療従事者、学識経験者等で構成する協議の場を設け、毎年、計画の進捗状況の把握に努めるとともに、計画の具体的な推進方法等の協議を行う。(がん対策推進委員会、専門部会の設置及び運営)

合 計 426,946 千円

第1条	目的
第2条	県の責務
第3条	市町の責務
第4条	保健医療関係者の責務
第5条	県民の責務
第6条	がんの予防及び早期発見の推進
第7条	がん登録の推進
第8条	がん患者等の負担の軽減
第9条	緩和ケアの充実
第10条	在宅医療の推進
第11条	がん医療の水準の向上
第12条	愛媛県がん対策推進委員会
第13条	施策の見直し
第14条	県民総ぐるみによるがん対策の推進